

【追認的受理】農地法第4・5条届出添付書類一覧

○既に居宅等の敷地の一部になるなど、いわゆる転用漏れ案件である場合。

◎ 必要添付書類

名 称	枚数又は部数
農地異動(転用等)審査申込書(2軸化事業本部、審査指導課の経由印要。)	1
農地転用届出書	1
届出地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) (法務局の発行日から3カ月以内)	1
付近見取図(住宅地図等の写し)	2
現況図もしくは計画図 (進入路、排水計画等を記入のこと)	2
経過書(転用時期、転用に至った経緯、今回届出を行うに至った理由(相続)など)	1
委任状	1

◎ 個々に応じて必要な書類

名 称	枚数又は部数
届出者の住所の沿革(登記証明と現住所が異なる場合)	1
地積測量図(一筆のうち一部を転用する場合(所有権移転を伴わない場合)) (登記は一筆単位で行うため、原則的には分筆後の届出が必要)	1
抵当権者の同意書(5条届出のみ) ※地役権が設定されている場合は、同意書の添付は不要ですが、設定人の同意を得ておいてください。	1
相続権者が未登記の場合(戸籍謄本等)	(※裏面参照)
親権者、後見人等の権限をもって届出の場合(戸籍謄本等)	(一 式)

◎ 各課からの連絡事項

内 容	担当課
敷地の排水状況についてご確認ください	下水道事業室
敷地に里道が含まれている、若しくは隣接している場合はご協議ください	道路管理課

◎ 相続登記未了の場合の必要書類(原則として相続登記が完了してから申請)

<p>・遺産分割協議書がある場合</p>	<p>・遺産分割協議書 ・相続人関係図※ ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本※ ・相続人全員の戸籍謄本※</p>	<p>各1部</p>
<p>・遺産分割協議書がない場合</p>	<p>・相続人全員の同意書 ・相続人関係図※ ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本※ ・相続人全員の戸籍謄本※</p>	<p>各1部</p>

※法務局が発行する法定相続情報一覧図で代用可

農地転用の届出書及び許可申請書の(転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要)欄記載例

- 4条届出書 4の欄
- 5条届出書 5の欄

今般、農地転用にあたり、工事施工の際、附近農地及び附近住民・住宅等に被害が及ばないように充分注意をいたします。

また、問題が生じることが予測される場合には事前に協議をし、当委員会に一切ご迷惑をかけないように施行いたします。